

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正（平成29年）により創設。平成30年6月1日に施行。

《動植物園等の定義》

動物園、植物園、水族館、昆虫館（これらに類するものを含む）

《希少野生動植物種保存基本方針》

第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項（新たに追加）

1 種の保存に資する動植物園等の認定

絶滅危惧種の保存施策の充実のため、動植物園等が有する種の保存に係る公的な機能の明確化及びその機能を十分に発揮できる体制を構築する目的で創設。

動植物園等の設置者又は管理者からの申請により、一定の基準に適合した動植物園等を認定。

申請対象種：当該動植物園等で取り扱う全ての希少野生動植物種

緩和措置：当該種の個体の適切な移動は、譲渡し等の規制が適用されない

2 認定の審査及び認定後の取扱い

審査の内容

- ・飼養等及び譲渡し等の目的、実施体制、飼養栽培施設
- ・飼養等及び譲渡し等に関する計画
- ・取り扱う希少野生動植物種に係る繁殖への取組
- ・生息地等における生息、生育状況の維持改善への取組
- ・疾病、傷病への対応
- ・普及啓発に係る展示の方針
- ・個体の取得経緯等
- ・申請者の適格性

認定後の取扱い

- ・飼養等及び譲渡し等に関する記録及び報告
- ・認定は5年ごとに更新
- ※更新の際は再審査

